

平成27年5月22日

各位

会社名	TPR株式会社
代表者	代表取締役社長兼COO 山岡 秀夫 (コード番号：6463 東証第一部)
問合せ先	執行役員経営企画室長 宮坂 佳介
電話番号	03-5293-2811

当社取締役及び執行役員に対するストックオプション報酬額及び内容の件

当社は平成27年5月22日開催の取締役会において、当社取締役及び執行役員に付与するストックオプションの報酬額と内容について下記のように決議しましたので、お知らせいたします。

記

I. 取締役への付与

当社取締役に対し、報酬として新株予約権を年額45百万円の範囲で付与することにつき、平成27年6月26日（金）開催予定の当社第82回定時株主総会に付議します。

1. 新株予約権割当の対象者

第82回定時株主総会で選任予定の取締役9名のうちの7名（社外取締役を含まない）に割当てるといたします。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 52,000株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の数

520個を1年間の上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とする。

(ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 新株予約権の発行価額

ブラック・ショールズ モデルにより算定します。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下において定める1株あたりの払い込み金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割り当て日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は当該終値とする。

なお、以下の①、②の場合には、以下のとおり行使価額の調整を行い、1円未満の端数は切上げる。

- ①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）比率}}$$

- ②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を実施するとき（ただし、新株予約権の行使による場合等を除く。）は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込み金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」には当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月1日から平成37年3月31日まで

7. 新株予約権の行使の条件

- ①任期満了による地位喪失後9年間は行使可能とする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は相続できないものとする。
- ③新株予約権の譲渡、質入れはできないものとする。
- ④その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(注) 上記の内容については、平成27年6月26日開催予定の当社株主総会において承認可決されることを条件とします。

II. 執行役員への付与

当社執行役員に対し、報酬として新株予約権を年額35百万円の範囲で付与します。

1. 新株予約権割当の対象者

取締役を兼務しない専務及び常務執行役員ならびに執行役員17名に割当てるものといたします。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 40,000株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の数

400個を1年間の上限とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とする。

(ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

以下、I. 取締役への付与と同内容（注記を除く）です。

以上